

## 六角橋商店街地区まちづくりに関する まちづくりアンケートを実施します！

現在、六角橋商店街連合会では、昭和レトロな魅力あるまちなみを後世に継承するため、「六角橋商店街地区まちづくりビジョン」である「人と人のふれあいのまち」「安心安全なまち」「次世代へと受け継がれるまち」の実現に向け、まちづくり活動を行っています。

平成25年4月5日には、神奈川県六角橋一丁目11番の一部の区域（右図の青い点線の区域）に対し、「六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)」が認定され、以下の基準が定められました。

### ■六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)で定められる制限・基準

建築物等に関するルール

ふれあい通り・アーケードに関するルール

防災・防犯の取組に関するルール



今年度は、六角橋商店街連合会全体区域(右上図の黄色の区域)の建築物、アーケード・通り、防災・防犯の取組等に対し、「六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)」を策定し、平成26年4月に、横浜市地域まちづくり推進条例に基づくルール認定を行い、魅力的なまちなみを未来へ継承しようとしています。

つきましては、みなさまのご意見を参考とするためのアンケート調査を行うこととなりました。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、右半分のアンケートにご記入頂き、

**平成25年7月31日(水)までに、六角橋商店街事務所まで**

お送りください。趣旨をご理解の上、ご協力の程よろしくお願い致します。

尚、本アンケート調査についてのお問い合わせ、ならびに、送付先は下記までお願いいたします。

■事務局：六角橋商店街連合会(六角橋商店街事務所)

■住所：〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋 1-10-2 会長 石川 清貴

■電話：(事務所) 045-432-2887 / (不在の場合) 045-432-4305

■FAX： 045-402-3251

## 平成25年度 六角橋商店街のまちづくりに関するアンケート用紙

(※番号を〇で囲ってください)

- A. 六角橋商店街のまちづくり活動のコンセプトとなっている、「六角橋商店街地区まちづくりビジョン」(「人と人のふれあいのまち」「安心安全なまち」「次世代へと受け継がれるまち」)に関し、どのように感じますか？

1. 賛成 2. おおむね賛成 3. よく理解できていない

- B. 平成25年4月5日に認定された「六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)」は、ご存知でしたか？

1. 知っている 2. 少し知っている 3. 知らなかった

- C. 平成26年度4月以降、六角橋商店街連合会全体区域※の建築物や広告物、アーケード・通り、防災・防犯の取組などについて、「六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)」を策定し、横浜市のルール認定を受けることに対し、どのように感じますか？  
(※対象区域は、ふれあいまちづくり通信第7号の図にある、黄色の区域で示された部分を参照)

1. 賛成 2. おおむね賛成 3. よく理解できていない

- D. 現在の六角橋商店街のまちなみについてどのように感じますか？  
(1. 大変良い 2. おおむね良い 3. 改善する必要がある)

歩きやすさ	1	2	3
買い物しやすさ	1	2	3
安全性	1	2	3
清潔性	1	2	3
雰囲気	1	2	3

具体的な点、その他(ご自由にお書きください)

- E. その他 六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)を今年度検討するにあたり、追加・検討して欲しいことはなんですか？(※複数回答可)

- 安全な歩行環境の整備(電柱等の整備)
- 車道の整備(車両速度や駐車車両の制限等)
- 利用者マナー改善(歩きたばこの規制等)
- 店舗マナー改善(ごみ箱等の商業環境の整備)
- 賑わいのある商店街の整備(店舗の業種、店舗部分の色彩・装飾、設え等を推奨・制限)
- 賑わいのある建物の整備(建物全体の色彩、装飾、設え等を推奨・制限)
- 高齢者・子育て世代が利用しやすい環境整備(休憩場所の設置、バリアフリーの推進)
- その他 ( )

具体的な点(ご自由にお書きください)

この点線でアンケート用紙をお切り取りください

F. その他 防災・防犯に対する安心・安全まちづくりに関して、必要だと思われることは、  
 なんですか？(※複数回答可)

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 定期的な訓練の実施(消火・避難訓練等) | 2. 防災・防犯設備の充実         |
| 3. 定期的な防災・防犯設備の点検      | 4. 防災マップ・サイン等の案内表示の充実 |
| 5. 定期的な防災・防犯に関する講習会の実施 | 6. 定期的な防災・防犯に関する広報の配布 |
| 7. その他 ( )             |                       |

具体的な点(ご自由にお書きください)

G. 六角橋商店街のこれまでのイベントや売り出し等の取り組みについて、どのように  
 感じますか？

1. さらに活発に行うほうが良い 2. これまで通りでよい 3. さらに工夫が必要

具体的な点, その他

H. その他、六角橋商店街のまちづくりについて、ご意見があればお書きください。

I. 年齢・性別等をご記入ください。

回答者属性(※複数回答可)：

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 六角橋商店街地域・周辺にお住まいの居住者 | 2. 六角橋商店街地域の店舗経営者 |
| 3. 六角橋商店街地域の建物所有者       | 4. 六角橋商店街地域の地権者   |
| 5. その他 ( )              |                   |

年齢：

1. ~20歳 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70歳~

性別：

1. 男性 2. 女性

ご協力ありがとうございました。郵送・FAXの場合下記の宛先までお送りください。

**FAX 045-402-3251**

送付先：〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋 1-10-2 六角橋商店街事務所  
 電話：(事務所) 045-432-2887 / (不在の場合) 045-432-4305

## 六角橋商店街地区まちづくりルールの概要



### ■まちづくりコンセプト

- 人と人とのふれあいのまち
- 安心安全なまち
- 次世代へと受け継がれるまち

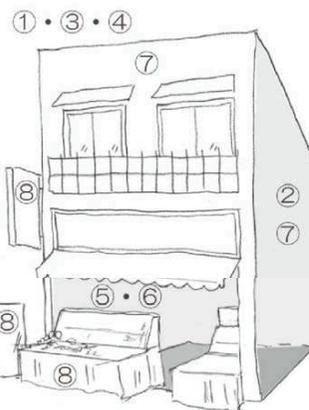
### ■まちづくりビジョン

- 買い物客や商店街間のつながりを大切に  
まちづくりの推進
- 日常の防災防犯を徹底した安心まちづくりの推進
- 古さと新しさを融合させたまちづくりの推進

### ■通りに関する基準

例) ふれあい通りに関する基準

- 通りの幅員の確保(1.8m以上)
- 通りの中心線から1.35mの部分の整備
- 整備敷の部分の維持・管理
- 整備敷の部分の敷地面積の計算
- 整備敷の雨水排水設備
- 整備敷と敷地との境界線の明示
- 通り抜け空間の整備
- アーケードに関する基準



### ■建築物に関する基準

- 敷地形状 ①構造
- ②通りに面しない外壁の開口部
- ③階数 ④用途・規模
- ⑤1階の通りに面する部分
- ⑥通りに面する部分の設え
- ⑦屋根及び外壁の色彩又は装飾
- ⑧屋外広告物、商品陳列等の  
位置、大きさ、設置方法、  
色彩等
- 火気使用室又は設備等
- 空調設備の室外機、換気扇等  
の排出口等
- 道路斜線制限

### ■防災・防犯の取組に 関する基準

- 通りに面する工作物・物品等の設置  
制限
- 防火・防災の知識・技術の向上
- 消火・避難・連絡訓練の実施
- 防火・防災に必要な設備の維持・管理

**ご意見をお待ちしています!**

ご意見等ございましたら、下記連絡先までお願いいたします。

六角橋商店街事務所 住所：横浜市神奈川区六角橋 1-10-2  
 電話：045-432-2887(事務所)  
 /045-421-8909(松坂屋カバン店)

**六角橋商店街まちづくり検討会議にぜひご参加ください!**

ご興味のある方はぜひ検討会にご参加下さい。

今回は、7月11日(木)19時30分から「すーすーすー」にて開催します。

この点線でアンケート用紙をお切り取りください